大阪大学に編入学後も、編入学前に受給していた
日本学生支援機構給付奨学金を継続したい方



高等教育修学支援制度

2024年度（令和6年度） 授業料等免除

［10月入学料・後期（10月～翌年3月分）授業料の減免認定による免除］

申請案内

～この申請案内を読む前に～

★注意点その1★：ご自身がこの申請案内の該当者かどうかを確認してください！
この申請案内は、次に該当する方が対象です：

本学の2年次以上に編入学し、以前在籍していた高等教育機関等で受給していた日本学生支援機構給付奨学金の継続を本学で希望（「編入学継続」を申請）している方

※高等学校等在籍時において日本学生支援機構給付奨学金の受給が既に決定している方や、入学後に新規に日本学生支援機構給付奨学金の申請を予定している方はこの申請案内は対象ではありません。『「予約採用」候補者用』または『日本学生支援機構給付奨学金2024（令和6）年度「二次採用」申請（予定）者』の申請案内をご確認ください。

★注意点その2★：日本学生支援機構給付奨学金（以下、「給付奨学金」という。）の必要手続きも漏れなく行ってください！

高等教育修学支援制度の「授業料減免」と「給付奨学金」の各種手続きはそれぞれ別々に必要です。

給付奨学金の手続きについては以下ウェブサイトを【必ず】確認し、手続きを行ってください：

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/term_alter

（※「大阪大学に編入学した後も、編入学前の奨学金を継続したい」の項目を確認してください。）

注）本制度は、給付奨学金に申請し採用され受給される方に対して、大学が入学料・授業料減免を認定する仕組みです。なお、入学料減免は一度きりの支援となります。

★注意点その3★：日本学生支援機構給付奨学金の「申込資格」に該当するかどうかを必ず確認してください！

「編入学継続」を希望する方の「大学等への入学時期等に関する要件」として以下の要件があります：

＜編入学又は転学にあたっては、入学前の在籍課程修了後から1年以内に現在在学する大学等に編入学又は転学している＞

上記要件を満たさない場合は、本学において高等教育修学支援制度の授業料等減免の支援を受ける事はできません。ただし、大阪大学授業料免除等制度の授業料免除に申請できる場合があります。大阪大学授業料免除等制度の詳細は、以下ウェブサイトを確認してください。

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system

大阪大学
OSAKA UNIVERSITY

目次

✎高等教育修学支援制度の概要✎	2ページ
1. 高等教育修学支援制度って何？	2ページ
2. どのくらいの額の支援を受けられる？	2ページ
3. どのくらいの期間支援を受けられる？	2ページ
✎申請から継続決定まで✎	3ページ
1. 日本学生支援機構の給付奨学金「編入学継続」申請中の方	3ページ
2. 高等教育修学支援制度の授業料等減免の結果発表	4ページ
3. 適格認定～採用後の支援区分の決定方法～	5ページ
✎参考情報✎	6ページ
1. 家計急変採用	6ページ
2. 本学入学後「編入継続」が認められた後の授業料減免に係る手続き	6ページ
3. 休退学する場合の授業料の考え方	7ページ
✎その他✎	9ページ
1. 個人情報の取り扱い	9ページ
2. 留意事項	9ページ

【本制度による授業料等減免の申請方法】
「高等教育修学支援制度授業料等免除システム」への登録
（修正がある場合のみ、申請書提出）：https://cs-web.osaka-u.ac.jp/genmen/
※詳細は、**✎申請から継続決定まで✎の**「1. 日本学生支援機構の給付奨学金「編入学継続」申請中の方」を必ず確認してください。

【本制度による授業料等減免の申請期間】
2024年9月6日（金）00:00～2024年10月18日（金）13:00 日本時間（厳守）

【注意事項】
※編入学前に在籍していた高等教育機関等で日本学生支援機構給付奨学金を受給していなかった場合は、「二次採用」を新規で申請する必要がありますので、「2024（令和6）年度二次採用申請（予定）者」の申請案内をご確認ください。

問い合わせ先

大阪大学吹田学生センター　授業料免除担当
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1－1
E-mail：gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp
TEL：06-6879-7088・7161

高等教育修学支援制度の概要

1. 高等教育修学支援制度って何？

高等教育修学支援制度は、日本人等の学部学生（特別永住者、永住者などを含む）のうち、住民税非課税世帯、住民税非課税世帯に準ずる世帯及び多子世帯の中間層（令和6年度より）に該当する学生を対象とした経済的支援制度です。同制度の支援対象者の要件を満たす方に対し、独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付奨学金の給付と、給付奨学金と同じ支援区分を適用し実施される授業料等減免の両方の支援が行われます。また、両支援とも、共通の家計基準及び学力基準等により採用等が決定され、かつ給付奨学金の給付期間と連動し、授業料等減免が認定されます。

本学入学後も、引き続き高等教育修学支援制度による授業料減免の支援を希望される方は、期限内に申請を完了させてください。奨学金と授業料等減免それぞれの手続きを完了させなければ、高等教育修学支援制度の支援を受けることができなくなりますのでくれぐれも注意してください。

2. どのくらいの額の支援を受けられる？

授業料等減免の支援額は、日本学生支援機構によって決定された給付奨学金の支援区分と同じ支援区分となり、以下のような基準額が設定されています。

支援区分	住民税非課税世帯	住民税非課税世帯に準ずる世帯		多子世帯
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
	3／3(全額)支援	2／3支援	1／3支援	1／4支援
授業料(年額)に対する減免額	535,800 円	357,200 円	178,600 円	134,000 円
授業料(半期額)に対する減免額	267,900 円	178,600 円	89,300 円	67,000 円
入学料に対する減免額	282,000 円	188,000 円	94,000 円	70,500 円

注１）授業料免除については各年度各期の授業料（前期分：４月～９月分、後期分：１０月～翌年３月分）の納入に対して実施することから、本学の場合、授業料免除は半期額に対する減免額が適用されます。
注２）本学における授業料（入学料）の徴収方法は高等教育修学支援制度による授業料等免除の実施に関わらず、大阪大学学部学則及び大阪大学学納金規定に基づき取り扱います。したがって、学期途中の休退学等により授業料額が月割額に変更となった場合は、減免対象となる授業料も変更され、上記の額とならないことがあります。
注３）高等教育修学支援制度（家計急変採用）は、支援開始月から家計急変事由発生１５か月経過時点まで、３か月ごとに適格認定を実施し支援区分が決定されることから、減免額が上記によらないことがあります。
注４）このほか、大阪大学学部学則及び大阪大学学生納付金規程、及び高等教育修学支援制度の定めるところにより、減免額は上記によらないことがあります。
注５）多子世帯を対象とした第Ⅳ区分は、令和６年度から新設された区分です。

(参考)本学における正規の授業料(入学料)納入額

納入金の種類	正規の納入額
授業料（年額）	535,800 円
授業料（半期額）	267,900 円
入学料	282,000 円

3. どのくらいの期間支援を受けられる？

本制度の支援期間は、「正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（4年制の学部であれば最大 48 か月、6年制の学部であれば最大 72 か月）」とされています。ただし、休学期間は支援月数に通算しません。（※休学する場合は支援が一時中断されます。休学等の学籍異動に伴う取扱いについては8ページを参照してください。）

✐申請から継続決定まで✐

1. 日本学生支援機構の給付奨学金「編入学継続」申請中の方

※本学の2年次以上に編入学される方で、編入学前に高等教育機関等で受給していた給付奨学金を大阪大学入学後も継続することを希望している方

高等教育修学支援制度

給付奨学金

編入学前

1.給付奨学金の申込資格を確認

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html

注)本学への入学時期等に関する資格を満たさない場合は、高等教育修学支援制度に申請することができませんので、必ず確認してください。申込資格を満たさない場合、大阪大学独自の授業料免除等制度に申請が可能です。詳細は、以下ウェブサイトを確認してください。

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system

申請期間内

編入学前後1週間以内

2.給付奨学金「編入継続」の手続きを完了させる:

以下 URL より、「大阪大学に編入した後も編入前の奨学金を継続したい」から確認してください。

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/term_alter

★注意点★…編入学前の高等教育機関等で給付奨学金を受給したことがないという方は、日本学生支援機構給付奨学金「二次採用」に申請する必要がありますので、『日本学生支援機構給付奨学金「二次採用」申請者』の申請案内をご確認ください。

授業料等減免

入学手続き時

1.「入学料免除・収納猶予申請予定者票」の提出

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/expected_form

上記 URL からダウンロードし、**入学手続きに**必要な他の書類と共に提出してください。

注 1)入学料を支払わずに、『入学料免除・収納猶予申請予定者票』を提出してください。

注 2)入学料収納猶予の申請については、p4の【注】入学料の支払いの延期(収納猶予)の申請を希望する場合をご確認ください。

9月初旬頃～10月中旬頃

2. 授業料等減免の申請完了

以下 URL より、「高等教育修学支援制度申請システム」にログインし、申請を完了させてください。

https://cs-web.osaka-u.ac.jp/genmen/

注1)ログインする際は、大阪大学個人 ID とパスワードを入力してください。

注2)システムへの入力は、システムマニュアルを確認してください。

注3)吹田学生センター授業料免除担当は(gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp,noreply-fee-exemption@office.osaka-u.ac.jp)からメールを送信しますので、受信拒否の設定をしている場合は解除してください。

【注】入学料の支払いの延期（収納猶予）を希望する場合

入学料に関する高等教育修学支援制度の支援は入学料減免のみです。ただし、大阪大学授業料免除等制度の入学料収納猶予を申請することで支払いの延期（収納猶予）を願い出ることが可能です。例えば、10月入学者の入学料減免申請者で入学料が全額免除にならなかった場合は、通常12月中旬に支払いが必要ですが、収納猶予を申請し認められた場合には、2月末まで入学料の支払いが猶予されます。

【対象者】

・入学料減免に加え、入学料収納猶予も希望される方

・今回入学料減免へ申請できない方※の内、収納猶予への申請を希望される方

（※過去に在籍していた高等教育機関等で、高等教育修学支援制度の入学料減免の支援を受けている方など）

★手続き方法★

「高等教育修学支援制度」の申請システムで、「入学料収納猶予を希望しますか？」という問いに対し「はい」を選択してください。これにより大阪大学授業料等免除制度の入学料の収納猶予を申請したことになります。さらに、「大阪大学授業料免除等制度」の案内にある収納猶予を申請することにより、「大阪大学授業料免除等制度」の選考を受けることが可能です。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

＜大阪大学授業料免除等制度の申請方法等（申請要項・申請システム）＞

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system

申請期間

システム登録期間：2024年9月6日（金）～10月3日（木）16：30日本時間（厳守）

申請書類提出期間：2024年9月6日（金）～10月7日（月）16：30日本時間（厳守）

※高等教育修学支援制度の申請期間と時期が異なるので、注意してください。

2. 高等教育修学支援制度の授業料等減免の結果発表

授業料等減免の結果発表の方法や日時等の詳細については、後日KOAN掲示板にて通知します。

なお、高等教育修学支援制度の事務処理上の取扱いにより、同制度で定める様式による結果通知を行う必要があるため、高等教育修学支援制度の授業料等減免申請者には、大学に届け出ている申請者自身のご自宅宛てに結果通知を送付予定です（自宅宛ての結果通知の方法は予定であり、通知方法は今後変更する可能性があります）。

10月入学料免除

2024年11月末（予定）

※結果発表日は、事前に KOAN 掲示板にてお知らせします。

後期（10月～翌年3月）分授業料免除

2025年1月末（予定）

※結果発表日は、事前にKOAN掲示板にてお知らせします。

納入が必要な場合の納入方法等

免除申請の結果が、全額免除以外の納入を要する結果となったときの納入方法等は次のとおりですが、詳細は結果発表の際に併せてお知らせします。

入学料 （減免申請の結果により入学料の納入が必要な場合）	本学から本人宛に振込依頼書を新たに郵送しますので、結果発表日から14日以内（入学料収納猶予の併願申請を行い許可された方は指定期日まで）に所定の振込手続を行ってください。 **期限までに振込手続が完了しなかった場合、大阪大学の学生の身分を失いますので注意してください。**
授業料 （減免申請の結果により授業料の納入が必要な場合）	結果発表時の通知文書の記載に従い、指定する期日までに所定の授業料を納入してください。 授業料の納入については、口座振替の手続をしている場合は指定する期日の翌日以降に当該預金口座から引き落とします。 口座振替の手続をしていない場合は、本学から本人宛に振込依頼書を郵送しますので、振込依頼書に記載されている期日までに、大学が指定する口座へ振り込んでください。

3. 適格認定～採用後の支援区分の決定方法～

ここでは、採用決定後の予定について記載しています。

家計の経済状況に関する適格認定：10 月～翌年 9 月の支援区分を決定

毎年、日本学生支援機構が給付奨学金の家計基準を満たしているかの確認を行います。あなたと生計維持者の所得の情報（マイナンバー等により取得）や 4 月の在籍報告にてあなたが報告した資産額に基づく確認の結果、**支援区分が変更され、奨学金が【停止】となることがあります。給付奨学金の支援区分に連動し、授業料減免の支援区分も見直されることになります。**

学業面の適格認定：次年度も支援を行うかどうかを決定

大学で学業成績等を総合的に審査し、継続の可否を判定します。学業成績が不振の場合、奨学金が【警告】、【停止】、【廃止】となる場合があります。奨学金が【停止】【廃止】となった場合は、授業料減免も【停止】【廃止】となります。

★参考 URL★

[家計の経済状況に関する適格認定の基準（日本学生支援機構ホームページ）]
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html#meyasu

[学業面に関する適格認定の基準（大阪大学ホームページ）]：
https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/new_r2

参考情報

1. 家計急変採用

予期できない事由により家計が急変した場合は、日本学生支援機構給付奨学金「家計急変採用」に申請することで、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に、高等教育修学支援制度の支援区分（給付奨学金の支給月額と授業料等の減免額）の見直しを受けられることがあります。

家計急変採用を申請するには、家計急変事由が日本学生支援機構の定める要件に該当する必要があります。該当事由等、申請方法の詳細は大阪大学ホームページ（以下 URL）より、給付奨学金案内（家計急変採用）をご確認ください。

なお、家計急変採用の申請には、**本学への事前相談が必要です。**事前相談は随時受付していますので、申請を希望する場合は、以下の大阪大学ウェブサイトの事前相談フォームから申し出てください。なお、申請は家計急変事由発生後、原則**3か月以内**に完了する必要があります。

給付奨学金案内（家計急変採用）の確認、事前相談フォームはこちらから：

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/kyuhen

注意：前期授業料未納の場合の、家計急変採用の申請について

家計急変採用に申請し、採用された場合の支給開始月は、申請手続きが完了した月となります（給付奨学金案内『家計急変採用』をご参照ください）。そのため、前期に発生した事由であっても、10月以降に申請手続が完了した場合、後期分の授業料は減免の結果発表まで支払いが猶予されますが、前期分の授業料支払いは猶予されませんのでご注意ください。

2. 本学入学後「編入継続」が認められた後の授業料減免に係る手続き

★学籍異動は速やかに学生センターに申し出てください★

①支援停止申請書の提出（休学する場合）

・・・高等教育修学支援制度による授業料減免においては、支援を受けている方が休学する場合、休学期間中は支援が停止されることになります。支援を停止するにあたり、「支援停止申請書」を学生センターに提出する必要がありますので、休学願提出後、速やかに学生センターに申し出てください。

②支援停止解除申請書の提出（復学する場合）

・・・復学する場合も上記①と同様、「支援停止解除申請書」を提出する必要があります。詳しい手続き方法は、対象者に吹田学生センターから連絡します。

3. 休退学する場合の授業料の考え方

高等教育修学支援制度では、休学等の支援の停止期間を除き、在学（留学を含む）する期間について減免されます。学期の途中で休退学等する場合においては、各期の在学する期間の月割相当額の授業料に対して、減免認定（以下「月割減免認定」という。）が実施されます。

ただし、本学では学部担当係へ提出する休退学願の手続きが所定の期日より遅れた場合、休退学予定日に関わらず半期授業料を全額納入しなければならないケースがあります。その場合でも、上記制度の減免認定期間は変わらないため、納入額が複雑になります。

学期の途中の休退学のケースを例に、高等教育修学支援制度の免除額及び納入額がどのようになるのか、また、納入に関する考え方を次頁に例示します。

例示における定義・条件・注意事項

（1）後期分（10 月～3月分）授業料におけるケースを示します。（例示は令和6年度の授業料の額）
（2）授業料は後期（6ヶ月）分を納入することになりますが、例示では、便宜上、月割額で表示しています。
（3）今年度前期分（4月～9月分）授業料について、第Ⅱ区分（2／3支援）の減免認定を受け前期分授業料の納入が2／3免除となった学部2年生が、適格認定（家計の経済状況）の結果、引き続き、支援区分が第Ⅱ区分（2／3支援）に決定し、後期分授業料の納入が2／3免除されるものとする。ただし、本学の後期分授業料免除の結果発表については、本申請案内に記載のとおり、翌年1月末日に行われるものとします。
（4）以下の例示は現時点の考え方の一部を示すものであり、詳細については高等教育修学支援制度及び本学の定めるところにより運用されるものとします。

【例1】11月1日から翌年3月31日まで休学する場合（10月中に休学手続）

	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	翌3月	合計額
後期正規納入額（月割額）	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	267,900
（A）減免認定対象月（月割額）	44,650	休学（高等教育修学支援制度の支援停止期間）					44,650
（B）減免認定対象外月（月割額）		休学（学部学則等に基づく休学による授業料免除期間）					0
（C）（A）減免認定対象月（月割額）に対する減免認定「支援区分（2／3支援）」による授業料免除額 計算：（A）減免認定対象月（月割額）44,650（10月分）×2/3＝29,766.66666…≒授業料免除額 29,800（10の位切り上げ）							29,800
（D）納入額（A－C＋B）							14,850

○特記事項
・10月中に学期途中の休学の手続を行い許可された場合、後期分授業料は休学の異動日までの月割相当額の納入でよい（学部学則第48条）
・翌年1月末の結果発表までの間、休学期間中も特例的に納入を猶予し、結果発表後に納入を要する金額について、指定する期日までに納入する
（本来は休学手続において 10 月分の授業料納入が先に必要なところ高等教育修学支援制度の支援に限っては特例を講じる）

【例2】10 月31日付けで退学する場合（10 月中に退学手続）

	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	翌3月	合計額
後期正規納入額（月割額）	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	267,900
（A）減免認定対象月（月割額）	44,650	退学（高等教育修学支援制度の支援の終了）					44,650
（B）減免認定対象外月（月割額）		退学（離籍）					0
（C）（A）減免認定対象月（月割額）に対する減免認定「支援区分（2／3支援）」による授業料免除額 計算：（A）減免認定対象月（月割額）44,650（4月分）×2/3＝29,766.66666…≒授業料免除額 29,800（10の位切り上げ）							29,800
（D）納入額（A－C＋B）							14,850

○特記事項
・10月中に学期途中の退学の手続を行い許可された場合、後期分授業料は退学の異動日までの月割相当額の納入でよい（学部学則第48条）
・退学（離籍）してしまうことから、減免認定前の10月分の授業料について退学手続を行う際に先に納入する
（減免対象は在学期間中のみのため、10月の1か月分が対象となる。翌年 1 月末の結果発表後に余剰収納額が生じた場合には本人に返付する）

【例3】12 月31 日付けで退学する場合（11 月1日以降 11 月中に退学手続）

	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	翌3月	合計額
後期正規納入額（月割額）	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	267,900
（A）減免認定対象月（月割額）	44,650	44,650	44,650	退学（高等教育修学支援制度の支援の終了）			133,950
（B）減免認定対象外月（月割額）				44,650	44,650	44,650	133,950
（C）（A）減免認定対象月（月割額）に対する減免認定「支援区分（2／3支援）」による授業料免除額 計算：（A）減免認定対象月（月割額）133,950（4~6月分）×2/3＝授業料免除額 89,300							89,300
（D）納入額（A－C＋B）							178,600

○特記事項
・10 月以降に学期途中の退学の手続を行い許可された場合、後期分授業料は全額を納入する必要がある（学部学則第48条）
・退学（離籍）してしまうことから、減免認定前の後期分授業料について退学手続きを行う際に先に納入する
（減免対象は在学期間中のみのため、10 月～12 月の3か月分が対象となる。翌年 1 月末の結果発表後に余剰収納額が生じた場合には本人に返付する）

その他

1. 個人情報の取り扱い

(1)申請にあたって提出された個人情報及び大学が取得した個人情報は、本学が行う「授業料(入学料)減免の審査・認定(選考)業務」を行うために利用します。また、認定(選考)結果は、本学の「授業料(入学料)の収納に関する業務」に利用します。

(2)(1)により得られた個人情報及び授業料(入学料)減免の認定(選考)結果は、「授業料(入学料)の減免の対象者の認定手続に関する業務」において、独立行政法人日本学生支援機構に対して送付することがあります。

(3)(1)により得られた個人情報及び授業料(入学料)減免の認定(選考)結果は、本学の「休退学等の学生異動に関する業務」や、本学が行う「学生の経済的支援に関する業務」において利用することがあります。なお、「大学教育の改善」、「学生支援の改善」、「大学の管理運営(各種統計調査・分析、事業企画等)」を目的として利用することがありますが、この場合個人が特定できないように処理します。

(4)上記(1)～(3)の業務を行うに当たり、一部の業務を外部の事業者に委託する場合があります。この場合、外部の事業者と個人情報の取扱いが適切に行われるよう契約を結んだうえで、当該事業者に対して、提出された個人情報の全部または一部を提供します。

2. 留意事項

(1)高等教育修学支援制度の支援対象要件を満たし授業料等の免除の許可を受けた方が、やむを得ず入学手続き時に「入学料免除・収納猶予予定者票」を提出せず入学料を納入した場合は、原則として免除結果発表後に、免除相当額を返付します。

(2)高等教育修学支援制度による授業料等免除の新規申請をされた方、及び同制度による授業料免除の支援対象者として採用され継続申請をされた方が、免除の結果が出る前に休退学等する場合などは、その取扱い等について特記事項があるため、7ページの「休退学する場合の授業料の考え方」を必ず確認してください。

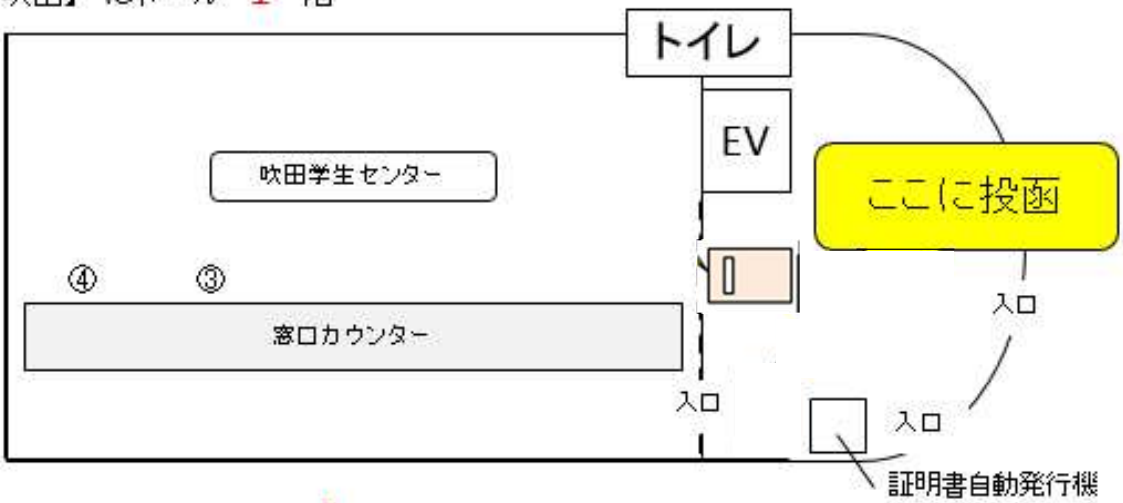
(3)提出された必要書類等の書類は返却しません。また、本申請案内に記載する必要書類以外に追加書類について、別途提出を求めることがあります。

(4)提出された必要書類等の書類について、故意による虚偽の記載や事実との相違、偽造等により、入学料・授業料の免除の許可を受けたことが判明した場合や、申請者が懲戒処分を受けた場合、その内容によってはその許可は取り消され、入学料・授業料を納入することになります。また、特段の理由なく、学業成績が著しく不振な状況にある場合も同様です。

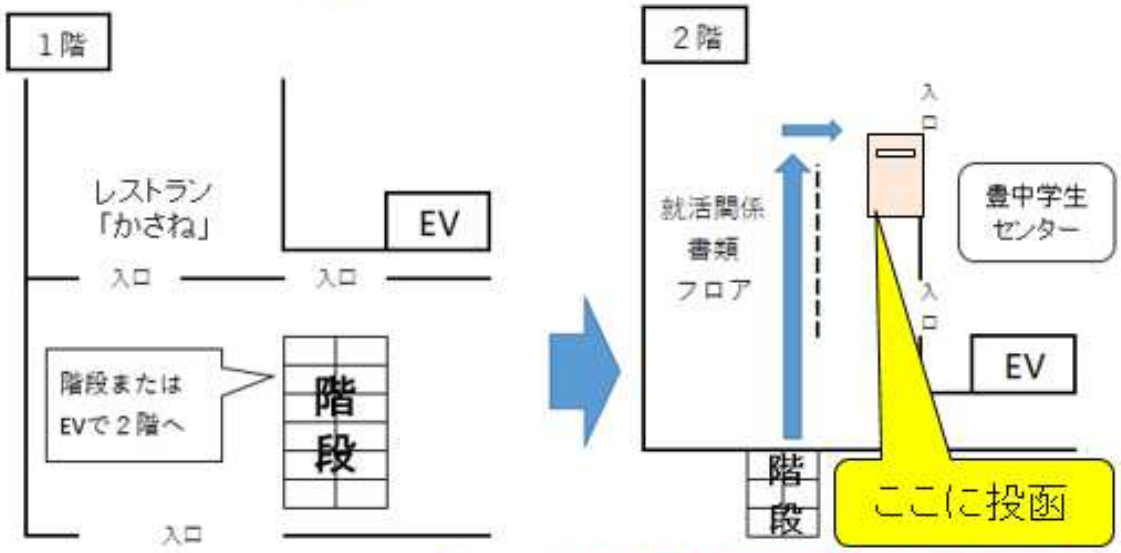
(5)高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請に関して、この申請案内の記載のほか、問い合わせ等があった内容で周知が必要な事項があるときは、本学ホームページにQ&A等の掲載を行う可能性があります。

各キャンパスの学生センター学内提出 BOX（申請書提出場所）所在図

【吹田】 ICホール 1 階



【豊中】 学生交流棟 2 階



【箕面】 外国学研究講義棟 2 階

